環境厚生委員会資料

健 康 福 祉 部 令和6年6月26日•27日

 条例	!	3件				
第	95	号議案	島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例	列 (健康推進課)		1
第	96	号議案	貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を			2
第	97	号議案	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する 条例等の一部を改正する条例			
				・子育て支援課)	•••	3
■一般	事件	‡案 4	‡			
第	98	号議案	訴えの提起について 《島根県新型コロナウイルス感染症PCR等 補助金返還請求事件》	等検査無料化事業		
承彰	刃笛 ·	1 号 議案	(健康福祉総務: 専決処分事件の報告及び承認について「関係分	課・薬事衛生課)	•••	4
/ / /中	. לקנים	1 夕晚米	《令和5年度島根県一般会計補正予算(第11	号)》		
承認	忍第 2	2号議案	明決処分事件の報告及び承認について (f	建康福祉総務課)	•••	6
			《令和5年度島根県立島根あさひ社会復帰促設 特別会計補正予算(第3号)》	性センター診療所		
承彰	双笙 '	3 号議案	専決処分事件の報告及び承認について (f	建康福祉総務課)	•••	6
/子(1)	י בעים	3 7 晚米	《令和5年度島根県国民健康保険特別会計補〕	E予算		
			***	建康福祉総務課)	•••	6
		1件				
第	87	号議案	令和6年度島根県一般会計補正予算(第1号) (《	[関係分] 建康福祉総務課)		9
■報告	事項	頁 13 件				
			食料の滞納等の状況について(R6.2.1 現在)	<i>(h</i> ++++++++++++++++++++++++++++++++++++		1.0
2	介護	護保険料の)滞納状況及び保険料・利用料の減免状況につい		•••	16
3	令乖	15年度島	島根県ひとり親家庭等実態調査の結果について	(高齢者福祉課)	•••	17
4			記載相談の状況について 記載相談の状況について	(青少年家庭課)	•••	18
				(青少年家庭課)	•••	20
5	令利	日5年度に	こおける女性相談の実施状況について	(青少年家庭課)		27
				•		

6	令和5年合計特殊出生率等について		
	(子ども・子育て支援課)	• • •	30
7	令和6年度放課後児童クラブの状況について		
	(子ども・子育て支援課)	•••	31
8	しまねっ子すくすくプランの改定と県こども計画の策定について		
	(子ども・子育て支援課)	•••	32
9	令和5年度島根県の子育て支援に関する意識調査の主な結果について		
	(子ども・子育て支援課)	• • •	34
10	令和5年度島根県内の独身者を対象とした結婚に関するアンケート調査の		
	主な結果について		
	(子ども・子育て支援課)	•••	36
11	障がい者就労継続支援事業所における令和5年度の工賃実績について		
	(障がい福祉課)	•••	38
12	障がい者就労施設等からの物品等の調達について		
	(令和5年度調達実績と令和6年度調達方針)		
4.0	(障がい福祉課)	•••	39
13	島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画(案)について		
	(障がい福祉課)	•••	40

【別冊資料】

- 資料 1 令和5年度島根県ひとり親家庭等実態調査の結果
- 資料 2 令和5年度島根県の子育て支援に関する意識調査の主な結果
- 資料3 令和5年度島根県内の独身者を対象とした結婚に関するアンケート調査の 主な結果
- 資料 4 島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画(案) (第5期)

令和6年6月26日·27日環境厚生委員会資料健康福祉部健康推進課

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 条例改正の理由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(以下「算定政令」という。)の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 条例改正の概要

退職者医療制度の廃止に伴う規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

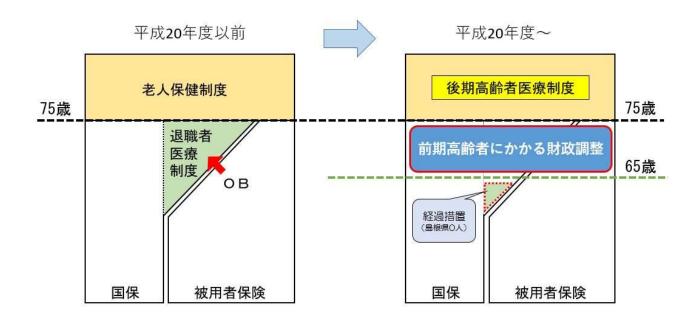
4 参考「退職者医療制度」

退職者医療制度は、国保加入者で、被用者年金の加入期間が 20 年以上の方(「退職被保険者」)等の医療給付費を、自らの保険料と各被用者保険制度からの拠出金で負担する制度。

医療費の高い高齢退職者に係る保険者間の財政調整の仕組みとして、昭和 59 年に創設された。その後、平成 20 年度の高齢者医療制度創設に伴い廃止されたが、国保財政への影響を勘案し、対象者を限定した経過措置が設けられていた。

しかしながら、経過措置対象者の激減(制度創設時:全国約250万人→令和4年度: 全国22人、島根県0人)により保険者間の財政調整効果がほぼ無くなったことから、 退職者医療制度は令和6年4月1日に経過措置を含めて廃止された。

このため、法令上「一般被保険者」と「退職被保険者」を区分する必要がなくなり、「被保険者」に統一されたことから、規定を整理する必要が生じた。



令和6年6月26日·27日環境厚生委員会資料健康福祉部高齢者福祉課

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

社会福祉士及び介護福祉士修学資金の貸付を受けた者が、社会福祉士学校等を卒業した日から 1年以内に社会福祉士等の登録を受け、県内の社会福祉施設等で7年間、社会福祉士等の業務に 従事した場合等に、貸付金の返還を免除する旨を当該条例で定めていたが、県による当該貸付けに 係る事業が終了したため、条例からこの貸付金を除外するもの。

1. 改正に関わる貸付金事業

- ○名称 社会福祉士及び介護福祉士修学資金(国補助事業)
- ○趣旨 県内等における社会福祉士及び介護福祉士の確保及び充実を図ること目的に、社
- 会福祉士又は介護福祉士を養成する学校等に在学する学生に修学資金を貸与する。
- ○貸付方法 修学資金の貸与を受けようとする学生の申請に基づき貸付を行う。
- ○貸付金額等
 - •貸付金額 月額 36,000 円
 - ・貸与期間 修学資金の貸与を決定した日の属する月から社会福祉士学校等の正規の修業年限 を終了する日の属する月まで。(ただし、知事が必要と認めた場合は延長可能。)
- ○返還債務免除の要件
 - ・社会福祉士学校等を卒業した日から1年以内に社会福祉士等の登録を受け、県内の社会福祉 施設等で引き続いて7年間(過疎地域又は中高年離職者の場合は3年間)(注)、社会福祉士等 の業務に従事したときは全額免除、貸与期間に相当する期間従事したときは一部免除。
 - ※(注)他種の社会福祉学校等への進学、災害等やむを得ない事由により当該業務に就業できなかった期間を除く。

2. 事業の実績

○貸与人数 134名(介護福祉士128名、社会福祉士6名)

○貸与額○債務免除決定額(一部免除を含む)○免除要件を満たさなかったもの109,296 千円84,265 千円25,031千円

3. 事業の実施期間

○資金の貸付けの決定 平成5年度~平成15年度

○債務免除の決定平成12年4月19日~平成27年9月28日○償還の完了平成8年1月17日~令和5年12月12日

4. 事業の現状

平成21年度以降、島根県社会福祉協議会が実施主体となり、社会福祉法人島根県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付規程を定め事業を実施。県は貸付けに係る資金を補助している。 (国間接補助事業)

5. 施行期日

条例の公布の日

令和6年6月26日・27日環境厚生委員会資料 健康福祉部子ども・子育て支援課

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例

1 提案理由

児童福祉法等の規定において、省令等で定める基準に沿って、児童福祉施設及び幼 保連携型認定こども園の設備・運営基準並びに幼保連携型認定こども園以外の認定こ ども園の認定要件を条例で定めることとされている。

この度、職員の配置基準に関し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等(以下「府令等」という。)が改正されたことに伴い、また、県内で配置基準以上の職員が配置されている実態を踏まえ、関係条例について改正を行う。

2 条例改正の概要

(1) 保育所及び認定こども園における職員配置基準の改正 国において、4・5歳児及び3歳児の職員配置基準が改正されたことを受け、 4・5歳児の配置基準については30対1から25対1に、また、3歳児の配置基準に ついては20対1から15対1に改定を行う。

(2) 経過措置

改正後の基準に見合う職員の確保が困難な施設が生じる可能性も踏まえ、府令等 と同様に、当分の間、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を 設ける。

3 改正対象条例

- (1) 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 島根県認定こども園の認定要件に関する条例

4 施行期日

公布の日

令和6年6月26日·27日環境厚生委員会資料健康福祉部健康福祉総務課健康福祉部薬事衛生課

【第98号議案】

島根県新型コロナウイルス感染症PCR等検査無料化事業補助金返還請求に係る訴えの提起について

1. 概要

島根県新型コロナウイルス感染症PCR等検査無料化事業補助金を受領した株式会社メディトランセが、補助事業の取消要件に該当する行為を行ったため、交付した補助金82,392,000円の返還を求めたが、返還の意思がなく、現時点で返還されていない。

そのため、当該法人を相手方として、補助金の全額返還並びに加算金及び延滞金の支払いを求める訴えを提起する。

- (1) 訴訟名 島根県新型コロナウイルス感染症PCR等検査無料化事業補助金返還請求事件
- (2) 相手方 ① 会社名 株式会社メディトランセ
 - ② 所 在 地 東京都新宿区北新宿一丁目4番7号
 - ③ 代表者 代表取締役 加藤 篤彦
 - ④ 設立年月 平成23年7月12日
 - ⑤ 資 本 金 500万円
 - ⑥ 事業内容 受託臨床検査、医療検体輸送、医療コンサルティング など
- (3) 訴えの提起先 松江地方裁判所
- (4) その他 島根県は、訴訟の進行上必要があると認める場合は相手方と和解する。

2. 今後の対応

議決された場合、速やかに提訴を予定

く参 考>

1. 補助金交付決定及び取消等について

令和3年 3月 補助金交付決定(令和3年度分)

令和4年 6月 補助金交付決定(令和4年度分)

令和4年 8月 補助金追加交付決定(令和4年度分)

令和5年12月 補助金交付決定取消・返還命令【総額 82, 392, 000円】

2. 交付決定取消及び返還命令について

令和5年12月12日、島根県新型コロナウイルス感染症PCR等検査無料化事業補助金交付要綱第9条第1項第2号に基づき、補助金交付決定取消、補助金の全額返還を命令。

取消の理由 次に掲げる事項が交付要綱第9条第1項第2号に該当するため

- ① 株式会社メディトランセの取引先事業者が、株式会社メディトランセの名義を使用して、登録を受けるための実施計画書の提出及び補助金交付申請を行ったこと
- ② 株式会社メディトランセは、自らは本事業の事業主体でない認識であるにも関わらず、島根県が交付した補助金交付決定通知書を受領した上で、自らの口座において補助金の交付を受けたこと

令和5年度補正予算(令和6年3月29日専決処分) (健康福祉部)

令和6年6月26日・27日環境厚生委員会資料 健康福祉部健康福祉総務課

1. 一般会計

(単位:千円)

課		名		補正育	前の額	補 ፲	E 額	補正後	後の額
林	- 本 1			事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康	福 祉 総	% 務	課	2,951,805	2,511,643	▲ 27,418	▲ 118	2,924,387	2,511,525
地 域	福	祉	課	1,181,995	984,960	▲ 26,100	▲ 8,700	1,155,895	976,260
医 療	政	策	課	10,659,768	8,020,504	▲ 2,696	0	10,657,072	8,020,504
健 康	推	進	課	20,872,235	19,176,811	3,393	3,393	20,875,628	19,180,204
高 齢	者 福	祉	課	16,497,182	13,913,168	▲ 2,077	▲ 693	16,495,105	13,912,475
青 少	年 家	庭	課	3,022,624	2,028,924	0	0	3,022,624	2,028,924
子ども・	・子育て	支援	課	9,567,662	9,014,409	0	▲ 5,000	9,567,662	9,009,409
障が	い福	祉	課	11,119,388	9,015,660	▲ 149,124	11,680	10,970,264	9,027,340
薬 事	衛	生	課	1,721,582	331,662	▲ 7,659	0	1,713,923	331,662
感 染	症 対	策	室	7,798,240	3,184,261	4 11,138	0	7,387,102	3,184,261
健康	福祉	部	計	85,392,481	68,182,002	▲ 622,819	562	84,769,662	68,182,564

2. 特別会計

会 計 名	補正育	前の額	補工	E 額	補正後の額		
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	
島根県立島根あさひ社会復帰 促進センター診療所特別会計	233,881	0	▲ 2,715	0	231,166	0	
島根県国民健康保険特別会計	65,191,091	0	▲ 313,394	0	64,877,697	0	
島根県母子父子寡婦福祉資金 特 別 会 計	446,286	0	0	0	446,286	0	

課名	オエ並の類	** T	補正後の額			補正額の	財源内訳		
議案事業名	補正前の額	補正額	補止後の領	国庫	分·負·寄	使·手	県 債	その他	一般財源
健 康 福 祉 部	85,392,481	▲ 622,819	84,769,662	▲ 533,981	5,000	0	▲ 94,400	0	562
健康福祉総務課	2,951,805	▲ 27,418	2,924,387	0	, and the second	0	▲ 27,300	0	▲ 118
1 総合福祉センター維持管理運営事業費	315,157	▲ 27,418	287,739	いきいきプラザ。いわみーる(指)	島根(指定管理料 定管理料等) ▲2	等) ▲24,537 2,881			
地域福祉課	1,181,995	▲ 26,100	1,155,895	0	0	0	▲ 17,400	0	▲ 8,700
1 被災者への支援事業費	30,178	▲ 26,100	4,078	•災害援護資金貸	貸付事業				
医療政策課	10,659,768	▲ 2,696	10,657,072	▲ 2,696	0	0	0	0	0
1 原子力災害時の医療体制整備費	43,045	▲ 2,696	40,349	・原子力災害医療 ・安定ヨウ素剤事	療関係機関連絡会 前配布経費 ▲2	ŧ議 ▲118 2,578			
健康推進課	20,872,235	3,393	20,875,628	0	0	0	0	0	3,393
1 国民健康保険支援事業費	5,510,635	3,393	5,514,028	•国民健康保険物	寺別会計繰出金				
高齢者福祉課	16,497,182	▲ 2,077	16,495,105	▲ 1,384	0	0	0	0	▲ 693
1 介護保険低所得者利用負担対策事業費	15,085	▲ 2,077	13,008	•社会福祉法人等	等利用者負担軽 洞	【措置事業 ▲2,0	74		
子ども・子育て支援課	9,567,662	0	9,567,662	0	5,000	0	0	0	▲ 5,000
1 結婚支援事業費	152,615	0	152,615	•市町村結婚支持	爰体制整備推進事	業			
障がい福祉課	11,119,388	▲ 149,124	10,970,264	▲ 111,104	0	0	▲ 49,700	0	11,680
1 障がい者施設等整備事業費	254,254	▲ 149,124	105,130	・障がい者福祉が	拖設等整備事業				
2 障がい者自立支援医療等給付事業費	2,416,845	0	2,416,845	・障がい者自立す	支援医療給付事業	Ę			
薬事衛生課	1,721,582	▲ 7,659	1,713,923	▲ 7,659	0	0	0	0	0
1 水道施設・水道水質の維持管理事業費	1,301,073	▲ 7,659	1,293,414	•島根県生活基盤	盤施設耐震化等交	 5付金			
感染症対策室	7,798,240	4 11,138	7,387,102	4 11,138	0	0	0	0	0
1 感染症の医療体制整備事業費	4,630,174	▲ 411,138	4,219,036			〔(コロナ) ▲360, 设備整備事業(コロ			

■令和5年度補正予算(令和6年3月29日専決処分) 会計別事業別一覧(特別会計)

(単位:千円)

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額			補 正 額 の	財源内訳		
議案事業名	開止的の領	加工的	開止後の領	国庫	分·負·寄	使·手	県債	その他	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会 計	233,881	▲ 2,715	231,166	▲ 2,715	0	0	0	0	0
1 予備費	71,835	▲ 2,715	69,120	•予備費					

(単位:千円)

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額 -	補 正 額 の 財 源 内 訳					
議案事業名	で	什么会		国庫	分·負·寄	使·手	県債	その他	一般財源
島根県国民健康保険特別会計	65,191,091	▲ 313,394	64,877,697	▲ 292,273	0	0	0	▲ 21,121	0
1 保険給付費等交付金	53,953,393	▲ 278,041	53,675,352	•保険給付費等3	を付金				
2 後期高齢者支援金	7,953,836	0	7,953,836	•後期高齢者支持	爰金				
3 介護納付金	2,271,815	0	2,271,815	•介護納付金					
4 特別高額医療費共同事業拠出金	133,635	▲ 35,353	98,282	•特別高額医療發	貴共同事業拠出金	Ì			

令和6年6月26日・27日環境厚生委員会資料健康福祉部健康福祉総務課

令和6年度6月補正予算案 (健康福祉部)

一般会計 (単位:千円)

課	課名		補正前	前の額	補工	E 額	補正後の額		
нич			事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	
健康福	祉 総 務	課	2,640,306	2,335,979	0	0	2,640,306	2,335,979	
地域	福祉	課	1,144,116	972,402	0	0	1,144,116	972,402	
医療	政 策	課	10,952,959	7,168,078	0	0	10,952,959	7,168,078	
健康	推進	課	21,004,800	19,623,575	5,082	5,082	21,009,882	19,628,657	
高齢者	皆 福 祉	課	15,407,921	13,951,039	230,437	74,786	15,638,358	14,025,825	
青少年	手 家 庭	課	3,246,769	2,177,115	0	0	3,246,769	2,177,115	
子ども・	子育て支援	課	10,087,759	9,592,753	0	0	10,087,759	9,592,753	
障 が し	~ 福 祉	課	10,901,660	8,890,390	0	0	10,901,660	8,890,390	
薬事	衛 生	課	1,647,107	955,795	0	0	1,647,107	955,795	
健康	畐 祉 部	計	77,033,397	65,667,126	235,519	79,868	77,268,916	65,746,994	

■令和6年度6月補正予算案 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名						補正額の	財源内訳		
議案事業名	補正前の額	補正額	補正額 補正後の額	国 庫	分·負·寄	使·手	県 債	その他	一般財源
健 康 福 祉 部	77,033,397	235,519	77,268,916	155,651	0	0	0	0	79,868
健康推進課	21,004,800	5,082	21,009,882	0	0	0	0	0	5,082
1 親と子の医療費助成事業費	597,332	5,082	602,414	・子ども医療費助]成事業				
高齢者福祉課	15,407,921	230,437	15,638,358	155,651	0	0	0	0	74,786
1 介護保険制度施行支援事業費	228,151	224,358	452,509	・介護サービス維	继続支援事業				
2 介護職員処遇改善事業費	0	6,079	6,079	•介護職員等処過	遇改善加算の取得				

【6月補正(健康福祉部所管分)】

補 正 項 目

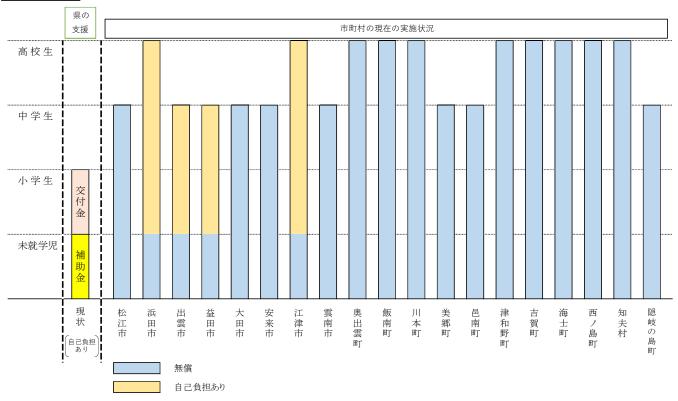
No.	事業名		予算額			所管課
1	子ども医療費補 制度創設 助金 【別紙1-1】 【別紙1-2】		制度創設	制をと令にです援 現度対で和とのる施 の見と市年ま療とを要5.行に負始R の直し町12つ費も充額5のよ担時7 のよれ時月で助に実] 億交りは期年	健康推進課	
	支援対象		子どもを	を対象とした医療費	費支援に係る新旧制度比較 世界の場所が	
	人 人		現行制	度	制度創設後 (R7年4月以降)	
	未就学児	市町	オ〜1/2補助		現行制度から変更なし	
	小学生			i町村ごとに上限 平均35%)の助成		変更し、
	中学生	支援	制度なし		新たに補助制度を創設し、 1/2補助	市町村へ
	(注)		負担(1割負担 円/月)あり		5 りの限度額:入院2,000円/)	月、通院
2	子ども医療 助金の制度 に伴うシス 改修	創設	5, 082	対する支援を	の子ども医療費助成に 行うために必要な医療 るシステム改修を実施	健康推進課

(単位:千円)

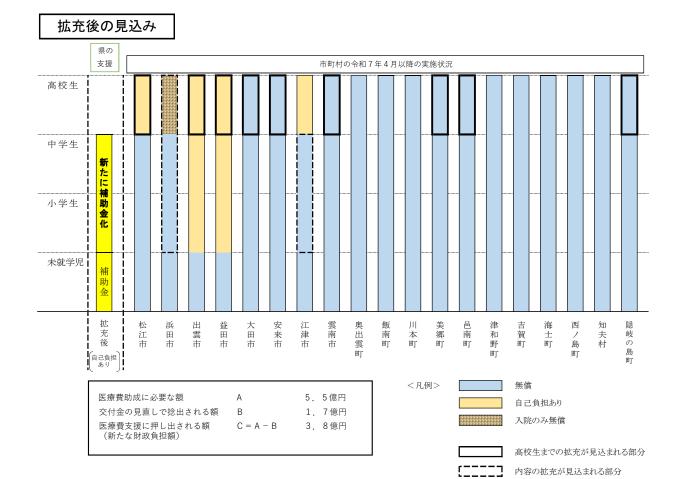
No.	事業名	予算額	説明	所管課
3	自治医科大学生 向け奨学金制度 【別紙2】	制度創設	自治医科大学が実施している奨学 金制度(入学料、授業料等)に加え、 県の奨学金制度において、修学費(生 活費相当)の貸与を実施 [貸与額] 5万円/月(最大6年間) [返還免除の条件] 貸与期間の1.5倍に相当する期間知事指定の公立病院等に勤務 [開始時期] R7年4月	医療政策課
4	介護サービス継続支援事業	224, 358	新型コロナウイルスの感染が発生 した事業所等への応援職員の派遣や 追加経費等を支援(令和6年3月まで の経費等を対象) [負担割合] 国 2/3、県 1/3	高齢者福祉課
5	介護職員等処遇 改善加算の取得 促進支援事業	6, 079	介護職員等処遇改善加算を取得していない介護サービス事業所等に対して、専門的知識を有する相談員による個別の助言等を行うことで新規の加算取得を支援 [負担割合] 国 10/10	高齢者福祉課

市町村における子ども医療費助成制度の状況

現状 令和5年度末時点



(補足)松江市の中学生への入院を除く通院等の医療費助成は、令和6年4月1日より実施予定であるが、本資料では実施済みとして記載



子育で世代への支援の拡充に係る市町村が取り組む施策の状況(令和6年5月現在)

市町村	押し出される 市町村単費の 財源 (=新たな県の	R5.12月時点の 子ども医療費 助成	押し出される財源(全県3.8億円)などで R7年度から市町村が取り組む施策		
	財政負担額)	(高校生相当年齢)	子ども医療費助成(高校生相当年齢)	その他の子育て支援施策	
松江市	139.0	未実施	自己負担ありの助成(※)	-	
浜田市	22.3	自己負担あり	_	子ども医療費助成 (小学生及び中学生・無償化、高校 生・入院無償化)	
出雲市	111.6	未実施	自己負担ありの助成(※)	-	
益田市	18.2	未実施	自己負担ありの助成(※) (R6.7月実施)	-	
大田市	10.4	未実施	無償 (R6.10月実施)	_	
安来市	19.6	未実施	無償	_	
江津市	8.2	自己負担あり	_	子ども医療費助成 (小学生及び中学生・無償化)	
雲南市	25.6	未実施	無償	_	
奥出雲町	8.4	無償	-	予防接種費助成 幼児園主食費無償化	
飯南町	3.0	 無償	_	病児(病後児)保育	
川本町	0.8	無償	_	学校給食費無償化 (R6先行実施)	
美郷町	1.6	未実施	無償	-	
邑南町	3.3	未実施	無償 (R6.4月実施)	-	
				保育所へのおむつ配置	
シ₳チ⊓⊞マᲚ	2.5	<i>年</i> /学		産科初診に係る選定療養費助成	
津和野町	2.5	無償	_	子育て関係創業支援	
				(いずれもR6先行実施)	
吉賀町	2.2	無償	_	保育所主食費無償化	
海士町	2.7	無償	_	在宅育児支援金(仮称)給付	
/#J 工 #J	2.1			保育所等副食費助成(仮称)	
西ノ島町	1.0	無償	_	入学助成金 (R6先行実施)	
知夫村	0.1	無償	_	予防接種費助成	
隠岐の島町	4.5	未実施	無償 (R6.4月実施)	_	
合計	385.0				

^{※ 「}自己負担ありの助成」は、入院は月額2,000円まで、通院は月額1,000円までを自己負担の限度額とする

[※] 網掛けは、令和5年12月時点で、高校生相当年齢の医療費助成を「未実施」の市町村

自治医科大学医学生向け奨学金制度の創設

1 目的

中山間地域・離島の医療提供体制を確保するため、自治医科大学医学生を将来に わたり安定的に確保し、へき地医療体制の充実を図る

※ 自治医科大学:へき地の医療の確保及び向上と地域住民の福祉の増進を図るため、 昭和47年に全国都道府県が共同で設立した大学(都道府県負担あり)

2 現状と課題

(1) 勤務環境

- 自治医科大学の志願者は、島根県において大きな変化はないが、近年、全国 的には減少傾向
- ・ 自治医科大学出身医師は、卒業後、島根県職員として採用し、県が人事異動により、中山間地域・離島の小規模な拠点病院など、厳しい環境の医療機関に配置するため、地域枠医師よりも義務の内容が厳しく、少なくとも地域枠と同水準の支援を行わなければ、確保が困難になりかねない

(2) 生活費相当への奨学金

・ 自治医科大学医学生は、卒業後のへき地勤務によって返還免除となる入学金、 授業料等の貸与制度はあるが、生活費相当への給付型奨学金の貸与はない

(参考) 地域枠

- ・ 医学部臨時定員も活用して、全国の大学医学部で地域枠が設置されており、 島根大学と鳥取大学においても地域枠を設置し、入学者には県内勤務(過疎市 町村であれば中核病院でも可)や奨学金貸与を義務付け
- ・ 入学金、授業料及び生活費に相当する修学費(100,000円/月)の奨学金を貸 与(6年間総額:約10,696千円)し、義務年限(9年間)を終了すれば返還を 免除

3 創設する制度の概要

- ・ 自治医科大学医学生に対し、生活費相当の50,000円/月を奨学金として貸与 (6年間の総額:3,600千円)
- ・ 令和7年度在校生、入学生から貸付を開始
- 卒業後、島根県内における勤務(9年間)を行った場合、返還を免除

4 スケジュール

令和6年8月 高校生向け説明会

令和7年2月定例会 令和7年度予算案、条例改正案提案

4月 貸付実施

国民健康保険料の滞納等の状況について

			国伊	录加入世帯、	滞納世帯、短	豆期証及び資	格証交付のង	犬況 (R6.2.1現在)
	市町村名		被保険者数	加入世帯数	うち保険料 滞納世帯	滞納割合	短期証交付	資格証交付
松	江	市	30, 742	21, 746	2, 497	11.5%	598	102
浜	田	市	8, 437	6, 149	112	1.8%	82	28
出	雲	市	27, 572	18, 503	1, 390	7. 5%	319	111
益	田	市	8, 154	5, 718	168	2. 9%	145	23
大	田	市	6, 177	4, 360	159	3.6%	58	11
安	来	市	6, 285	4, 247	287	6.8%	62	32
江	津	市	4, 053	2, 992	109	3.6%	12	13
雲	南	市	6, 150	4, 265	231	5. 4%	8	18
奥	出雲	町	2, 192	1, 513	71	4. 7%	3	5
飯	南	町	828	589	31	5.3%	10	3
Ш	本	町	551	412	25	6. 1%	3	0
美	郷	町	768	568	29	5. 1%	4	0
邑	南	町	2, 038	1, 438	84	5.8%	19	0
津	和 野	町	1, 412	993	47	4. 7%	10	0
吉	賀	町	1, 106	776	41	5.3%	28	0
海	士	町	525	396	2	0.5%	0	0
西	ノ 島	町	640	472	21	4.4%	2	0
知	夫	村	193	143	0	0.0%	0	0
隠	岐の島	町	2, 799	2,060	80	3.9%	16	0
	県 計		110, 622	77, 340	5, 384	7.0%	1, 379	346
	県計 (R5.2.1)		116, 087	79, 870	6, 199	7.8%	1, 475	390
	(R4. 2. 1)		123, 053	83, 039	7, 475	9.0%	1, 521	363
	(R3. 2. 1)		125, 960	84, 141	7, 325	8. 7%	1, 524	366
	(R2. 2. 1)		127, 239	84, 196	8, 621	10. 2%	1, 688	399

介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について

_		保険料滞納状況			仴
	第1号被保険者数 (R6.3月末時点)	保険料滞納者数 (R6.3月末時点)	滞納割合 (R6.3月末時点)	保険料減免	う和6年 う ⁷
	(((**************************************	適用者数(人)	適用
松江市	59,420	711	1.20%	10	
出雲市	52,211	457	0.88%	4	
益田市	17,175	283	1.65%	2	
大田市	13,253	192	1.45%	0	
安来市	13,619	294	2.16%	0	
津和野町	3,387	42	1.24%	0	
吉賀町	2,557	35	1.37%	0	
邑智郡総合事務組合	7,612	62	0.81%	0	
浜田地区広域行政組合	27,675	261	0.94%	6	
雲南広域連合	21,460	228	1.06%	4	
隠岐広域連合	7,932	93	1.17%	2	
県 計	226,301	2,658	1.17%	28	
令和4年県計(令和5.3月末)	227,322	2,524	1.11%	56	
令和3年県計(令和4.3月末)	228,978	2,521	1.10%	198	
令和2年県計(令和3.3月末)	229,347	2,949	1.29%	377	
令和元年県計(令和2.3月末)	229,339	3,590	1.57%	202	
平成30年県計(平成31.3月末)	229,095	3,556	1.55%	251	

保険料·利用料減免状況												
令	和6年3月末状況	元(R5.4~R6.3月	1)									
保険料減免	うちコロナ保隆	食料減免関係	利用料減免									
適用者数(人)	適用者数(人)	減免額(円)	適用者数(人)									
10	0	0	1									
4	0	0	0									
2	0	0	0									
0	0	0	0									
0	0	0	0									
0	0	0	0									
0	0	0	0									
0	0	0	0									
6	0	0	0									
4	0	0	2									
2	0	0	0									
28	0	0	3									
56	26	1,555,538	11									
198	103	6,757,228	13									
377	319	21,711,345	8									
202	294	3,577,249	52									

[※]保険者へ照会(出納整理期間経過前のデータから抽出。ただし、平成30年~令和4年県計については、出納整理期間後のデータから抽出。)

[※]被保険者数は、介護保険事業状況報告年報または月報より転記。

[※]令和2年県計の滞納者数について、昨年度の同資料に誤りがあったため3,057人から2,949人に修正。

令和5年度島根県ひとり親家庭等実態調査の結果について

1 調査概要

(1) 調査目的:県内のひとり親世帯の生活実態とニーズを把握し、当該世帯への福祉施

策を推進するための基礎資料とする。

(2) 調査対象: 令和5年11月1日現在において県内に居住する母子世帯、父子世帯及

び寡婦世帯を市町村住民基本台帳等から把握し、父子世帯の全世帯、母

子世帯は1/3、寡婦世帯は1/5を無作為抽出し調査した。

(3) 調査方法:郵送によるアンケート調査(Web 回答可)

(4) 回答率 : 母子世帯 47.0% (送付数 2,124、回答数 999)

父子世帯 32.5% (送付数 1,084、回答数 352)

寡婦世帯 33.3% (送付数 990、回答数 330)

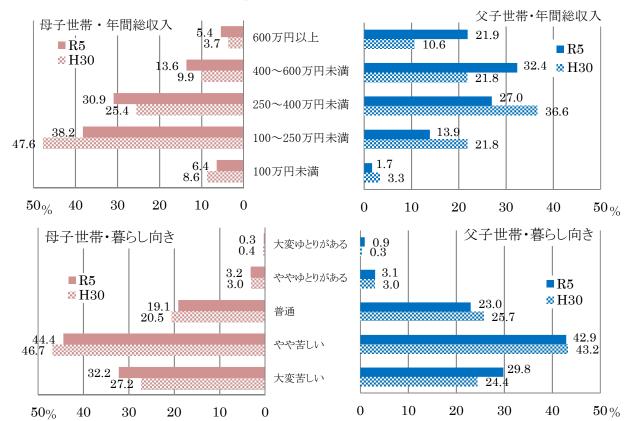
2 調査結果

(1) ひとり親世帯数

世帯区分	平成 22 年	平成 25 年	平成 30 年	令和5年
母子	7, 311	7, 576	7, 127	6, 287
父子	1, 568	1, 493	1, 350	1, 032
寡婦	6, 033	5, 698	5, 223	4, 861
合計	14, 912	14, 767	13, 700	12, 180

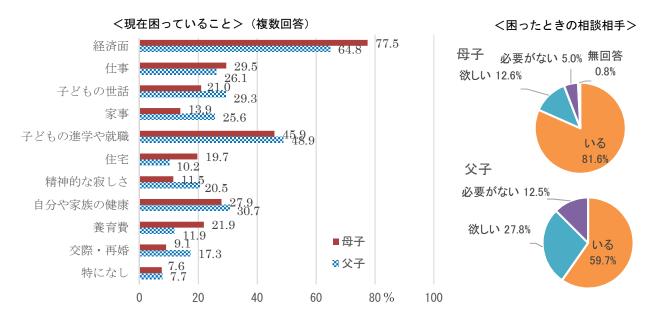
(2) ひとり親世帯の年間総収入、暮らし向き

- ○世帯の年間総収入額は、母子世帯に比べ父子世帯が高収入の割合が高い。
- ○母子世帯は「100~250万円未満」が最も多く、「400万円未満」が75%を占めている。
- ○暮らし向きは、母子世帯・父子世帯とも「やや苦しい」又は「大変苦しい」の回答が7割以上となっている。



(3) 困っていることと相談相手

- ○現在、困っていることは、いずれの世帯も「経済面」の割合が最も高い。
- ○母子世帯では「経済面」に次いで「子どもの進学や就職」「仕事」、父子世帯で 「経済面」に次いで「子どもの進学や就職」「自分や家族の健康」となっている。
- ○困ったときの相談相手の有無について、「いる」と回答した方は母子世帯では8割を超えているが、父子世帯では6割弱となっている。
- ○困ったときの相談相手は、母子・父子世帯とも「親族」が8割以上で最も多く、次いで「知人・隣人」「職場の人」の順となっている。



⑷ 公的支援

- ○公的支援で利用の割合が高いものは、「児童扶養手当」「福祉医療費助成制度」「就学援助制度、高等学校等修学支援金」となっている。
- ○公的支援の認知度についても、「児童扶養手当」は母子・父子世帯で約9割、「福祉医療費助成制度」「就学援助制度、高等学校等修学支援金」も高い状況にある。

(5) 子どもに対する進学希望と学習塾等の利用状況

- ○子どもに対する進学希望については、母子・父子世帯とも世帯年収が高くなるにつれて「大学卒業」を希望する割合が高くなっている。
- ○学習塾等の利用について、中学生の子どもについては世帯年収が上がるにつれて利用 の割合が高く、父子世帯に比べ母子世帯が利用の割合が多い傾向がみられる。

3 ひとり親家庭等自立支援計画の見直しについて

現計画の期間は令和2年度から令和6年度までとなっており、今回の調査結果等を踏まえ、ひとり親家庭の経済的な自立とともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、当該世帯への支援策の充実と併せ、次期計画の見直しを進める(「こども計画」と一体的に策定)。

令和5年度 児童相談の状況について

1 児童相談の対応状況

令和6年6月 青少年家庭課

相談種別		令和3年	年度			令和4	l年度			令和!	5年度	
	○児童▽	相談所	◇市町村		○児童:	相談所	◇市	町村	○児童	相談所	◇市町村	
<u>養護相談</u> (虐待相談を含む)	1,269	47.4%	557	54.0%	1,138	48.0%	697	68.5%	1,247	50.3%	694	81.2%
保健相談	1	0.0%	7	0.7%	0	0.0%	3	0.3%	1	0.0%	3	0.4%
障がい相談	1,071	40.0%	42	4.1%	955	40.3%	19	1.9%	982	39.6%	10	1.2%
非行相談	48	1.8%	5	0.5%	48	2.0%	5	0.5%	55	2.2%	3	0.4%
育成相談	246	9.2%	247	23.9%	204	8.6%	165	16.2%	173	7.0%	34	4.0%
その他	45	1.7%	174	16.9%	25	1.1%	128	12.6%	22	0.9%	111	13.0%
合計	2,680	100.0%	1,032	100.0%	2,370	100.0%	1,017	100.0%	2,480		855	100.0%

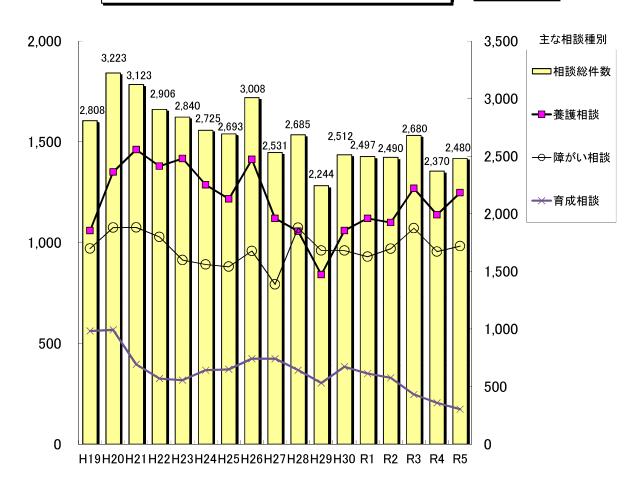
※小数第二位四捨五入

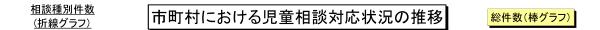
- ○令和5年度の対応件数は、児童相談所で2,480件(*前年度比:110件増/約4.6%増)。 市町村は855件(*前年度比:162件減/約15.9%減)
- ○相談種別は、児童相談所は養護相談が最も多く、次いで障がい相談、市町村では養護相談 が最も多く、次いでその他の相談となっている。

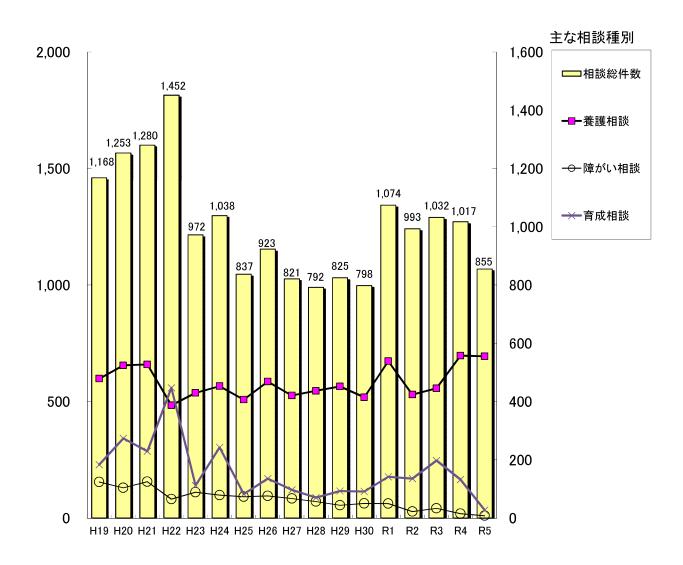
相談種別件数 (折線グラフ)

児童相談所における児童相談対応状況の推移

総件数(棒グラフ)





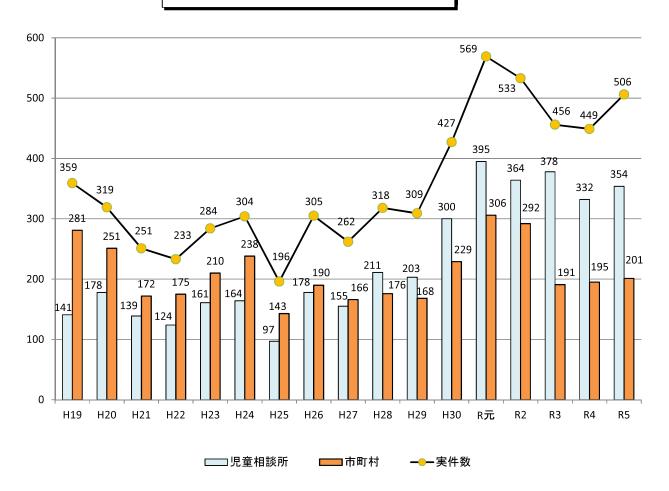


《参考》相談の種類及び主な内容

# - A 1 1 1 1 1 1 1 1 1	10 — 01.12
1. 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、 児童虐待等の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
2. 保健相談	低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患 (精神疾患を含む)を有する児童に関する相談
3. 障がい相談	肢体不自由、視聴覚障がい、言語発達障がい、重症心身障がい、知的障がい、発達障がいに関する相談
4. 非行相談	
(犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致 のあった児童に関する相談
5. 育成相談	性格行動、不登校、適正(進学適性・職業適性・学業不振等)、育児・しつけに関する相談
6. その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

2 児童虐待相談の状況

〇児童虐待相談対応(認定)件数の推移

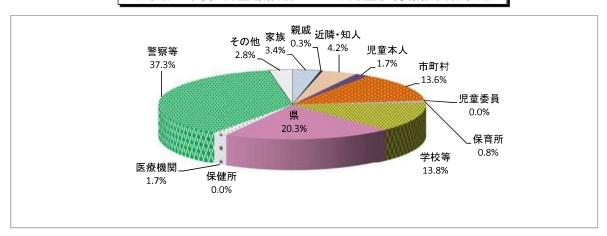


- ○令和5年度の児童虐待相談の対応(認定)件数は、児童相談所が354件(前年度比約 6.6%の増)、市町村が201件(前年度比約3.1%の増)となった。
- ○児童相談所と市町村で連携して関わった重複ケース49件を除くと、県内で新たに 児童虐待相談として対応(認定)した件数は506件で前年度比約12.7%の増となった。
- · 令和 3年度: 456件《378件(児童相談所分)+191件(市町村分)- 113件(重複分)=456件》
- · 令和 4年度: 449件《332件(児童相談所分)+195件(市町村分)- 78件(重複分)=449件》
- ・令和 5年度:506件《354件(児童相談所分)+201件(市町村分)- 49件(重複分)=506件》

(1)-1 受付経路(児童相談所)

区分	家族	親戚	近隣•知 人	児童 本人	市町村	児童 委員	保育所	学校等	県	保健所	医療 機関	警察等	その他	計
R3年度	41	2	15	4	56	0	3	54	70	0	10	107	16	378
R3年度	10.8%	0.5%	4.0%	1.1%	14.8%	0.0%	0.8%	14.3%	18.5%	0.0%	2.6%	28.3%	4.2%	100.0%
R4年度	26	4	10	2	40	0	4	33	69	0	5	123	16	332
1744月及	7.8%	1.2%	3.0%	0.6%	12.0%	0.0%	1.2%	9.9%	20.8%	0.0%	1.5%	37.0%	4.8%	100.0%
R5年度	12	1	15	6	48	0	3	49	72	0	6	132	10	354
内分十度	3.4%	0.3%	4.2%	1.7%	13.6%	0.0%	0.8%	13.8%	20.3%	0.0%	1.7%	37.3%	2.8%	100.0%

〇令和5年度 児童相談所における児童虐待相談受付経路

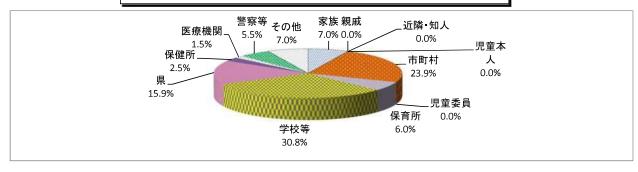


- ○児童相談所に寄せられた児童虐待相談は、警察等からが132件(前年度比9件の増)で最も多く、全体に占める割合は37.3%となっている。次いで県、学校等、市町村からとなっている。
- ○児童相談所への通告件数については、令和3年度が724件、令和4年度が786件、 令和5年度が816件となっており、前年度に比べ30件(約3.8%)増加している。

(1)-2 受付経路(市町村)

区分	家族	親戚	近隣•知	児童 本人	市町村	児童 委員	保育所	学校等	県	保健所	医療 機関	警察等	その他	計
R3年度	13	0	5	0	51	0	4	42	47	0	0	15	14	191
「八〇千茂」	6.8%	0.0%	2.6%	0.0%	26.7%	0.0%	2.1%	22.0%	24.6%	0.0%	0.0%	7.9%	7.3%	100.0%
R4年度	9	0	1	0	38	0	29	34	49	0	2	20	13	195
四十度	4.6%	0.0%	0.5%	0.0%	19.5%	0.0%	14.9%	17.4%	25.1%	0.0%	1.0%	10.3%	6.7%	100.0%
R5年度	14	0	0	0	48	0	12	62	32	5	3	11	14	201
R5年度	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.9%	0.0%	6.0%	30.8%	15.9%	2.5%	1.5%	5.5%	7.0%	100.0%

○令和5年度 市町村における児童虐待相談受付経路

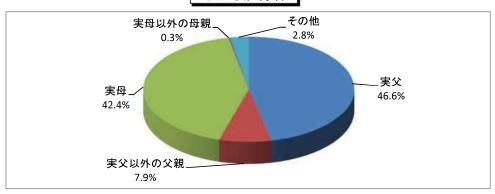


○市町村に寄せられた児童虐待相談は、学校等からが最も多く、次いで、市町村 (他市町村、他部署等)、県(児童相談所等)からとなっている。

(2)-1主な虐待者(児童相談所)

区分	実父		実父 実父以外の父親 実母		実母以	外の母	その	の他	計			
R3年度	165	43.7%	26	6.9%	166	43.9%	4	1.1%	17	4.5%	378	100.0%
R4年度	136	41.0%	20	6.0%	162	48.8%	1	0.3%	13	3.9%	332	100.0%
R5年度	165	46.6%	28	7.9%	150	42.4%	1	0.3%	10	2.8%	354	100.0%

〇主な虐待者

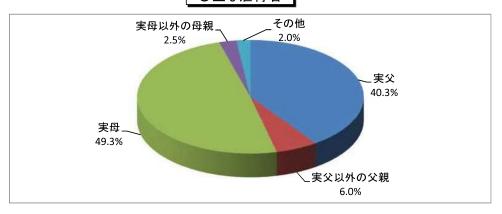


○主な虐待者は、実父が165件(46.6%)と最も多く、次いで実母が150件(42.4%)、実父以外の父親が28件(7.9%)となっている。

(2)-2 主な虐待者(市町村)

区分	実父		実父以外	外の父親	実	母	実母以	外の母	そ0	の他	計	
R3年度	69	36.1%	11	5.8%	100	52.4%	1	0.5%	10	5.2%	191	100.0%
R4年度	83	42.6%	7	3.6%	93	47.7%	0	0.0%	12	6.2%	195	100.0%
R5年度	81	40.3%	12	6.0%	99	49.3%	5	2.5%	4	2.0%	201	100.0%

〇主な虐待者

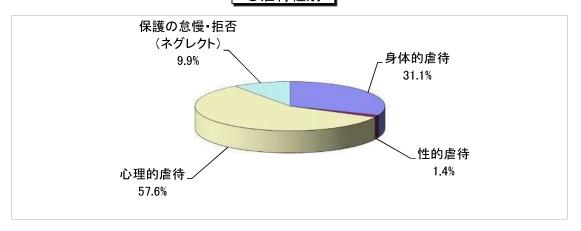


○主な虐待者は、実母が99件(49.3%)と最も多く、次いで実父が81件(40.3%)、実父以外の父親12件(6.0%)となっている。

(3)-1虐待種別(児童相談所)

区分	身体的虐待		性的虐待		心理	的虐待		怠慢・拒否 「レクト)	計		
R3年度	91	24.1%	1	0.3%	205	54.2%	81	21.4%	378	100.0%	
R4年度	79	23.8%	5	1.5%	186	56.0%	62	18.7%	332	100.0%	
R5年度	110	31.1%	5	1.4%	204	57.6%	35	9.9%	354	100.0%	

〇虐待種別

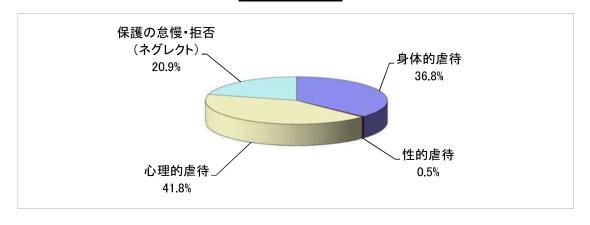


○虐待の種別を見ると、心理的虐待が204件(うち面前DV等が60件) (57.6%) で最も多く、次いで、身体的虐待が110件(31.1%)、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が35件(9.9%)となっている。

(3)-2 虐待種別(市町村)

	身体的虐待		性的虐待		心理	的虐待		怠慢・拒否 「レクト)	計		
R3年度	51	26.7%	1	0.5%	94	49.2%	45	23.6%	191	100.0%	
R4年度	57	29.2%	0	0.0%	97	49.7%	41	21.0%	195	100.0%	
R5年度	74	36.8%	1	0.5%	84	41.8%	42	20.9%	201	100.0%	

〇虐待種別

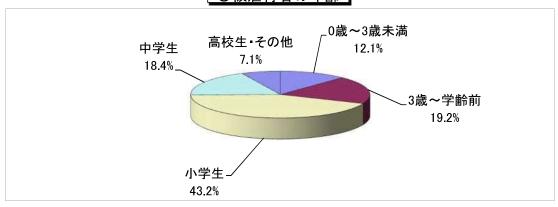


○虐待の種別を見ると、心理的虐待が84件(うち面前DV等が27件) (41.8%) で最も多く、次いで、身体的虐待が74件(36.8%)、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が42件(20.9%)となっている。

(4)-1被虐待者の年齢(児童相談所)

区分		歳未満 2歳)		3歳~学齢前 (3~6歳)		小学生 (7~12歳)		中学生 (13~15歳)		•その他 18歳)	計		
R3年度	52	13.8%	89	23.5%	145	38.4%	65	17.2%	27	7.1%	378	100.0%	
R4年度	46	13.9%	93	28.0%	116	34.9%	58	17.5%	19	5.7%	332	100.0%	
R5年度	43	12.1%	68	19.2%	153	43.2%	65	18.4%	25	7.1%	354	100.0%	

〇被虐待者の年齢



○虐待を受けている子どもの年齢をみると、小学生が153件(43.2%)、 3歳~学齢前が68件(19.2%)、中学生が65件(18.4%)、0歳~3歳未満が43件(12.1%)等となっている。

(4)-2 被虐待者の年齢(市町村)

区分	O歳~3 (O~	議未満 2歳)	3歳~学齢前 (3~6歳)		小学生 (7~12歳)		中学生 (13~15歳)		高校生・その他 (16~18歳)		計	
R3年度	36	18.8%	49	25.7%	67	35.1%	29	15.2%	10	5.2%	191	100.0%
R4年度	36	18.5%	60	30.8%	69	35.4%	21	10.8%	9	4.6%	195	100.0%
R5年度	26	12.9%	67	33.3%	82	40.8%	19	9.5%	7	3.5%	201	100.0%

〇被虐待者の年齢



○虐待を受けている子どもの年齢をみると、小学生が82件(40.8%)、3歳~学齢前が67件(33.3%)、0歳~3歳未満が26件(12.9%)、中学生が19件(9.5%)等となっている。

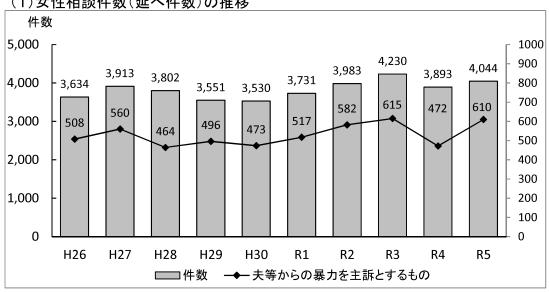
令和5年度における女性相談の実施状況について

島根県[※]における令和5年度の女性相談の実施状況は次のとおりでしたのでお知ら せします。

※女性相談窓口:女性相談センター(松江)、女性相談センター西部分室(大田)、児童相談所(出雲、浜田、益田、隠岐)

1 女性相談の状況

(1)女性相談件数(延べ件数)の推移



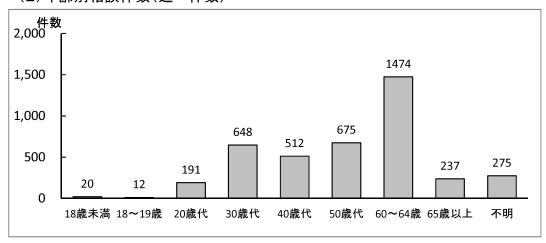
〇相談件数は面接相談と電話相談を合わせ4,044件、令和4年度の3,893件に比べて151件 (3.9%)増加しました。

< 夫等からの暴力に係る相談状況>

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」、平成26年 1月3日から改正DV法施行)が施行された平成13年度以降増加し、平成18年度の851件を 最高に、近年は500件前後で推移しています。
- 令和5年度は610件で、令和4年度の472件に比べて138件(29.2%)増加しました。

※「夫等」とは「夫、元夫、内縁の夫」を示します。

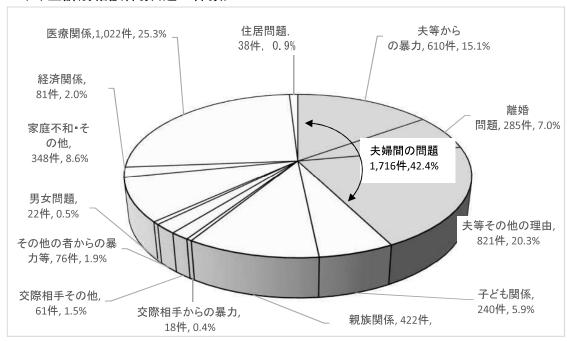
(2)年齢別相談件数(延べ件数)



〇以下の年齢層の相談が多い状況となっています。

- •60~64歳 1,474件(36.4%)
- •50歳代 675件(16.7%)
- •30歳代 648件(16.0%)

(3)主訴別相談件数(延べ件数)



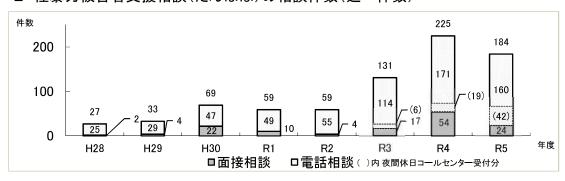
〇相談内容は日常生活上の困りごとから、いろいろな問題が複雑に絡んだものまで、広範多岐に わたっていますが、主な相談内容等については次のとおりです。

<主訴別(最も中心的な訴え)の状況>

- 最も多いものは、精神的な相談をはじめとした「医療関係」1,022件(25.3%)でした。
- ■次いで、夫の諸問題の相談「夫等その他の理由」821件(20.3%)、「夫等からの暴力」 610件(15.1%)となっています。
- •夫婦間の問題(「夫等からの暴力」、「離婚問題」、「夫等その他」)が、1,716件(42.4%)となっています。

※「その他」とは、夫の薬物・酒乱・ギャンブル・借金・女性問題・病気などの問題を意味します。

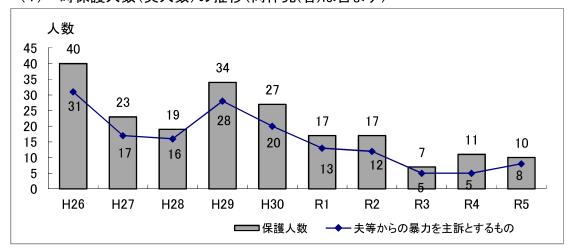
2 性暴力被害者支援相談(たんぽぽ)の相談件数(延べ件数)



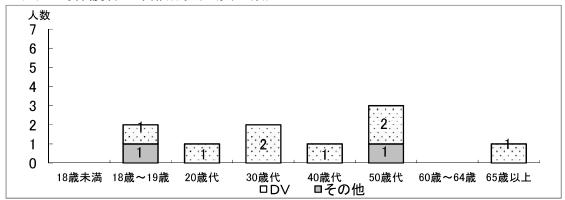
令和5年度の面接相談件数は同行支援も含めて24件でした。電話相談件数は160件で、うち性暴力被害の相談は69件、その他の相談・問合せは91件でした。電話相談のうち、()内は令和3年10月より国で設置された夜間休日コールセンター受付件数です。

3 一時保護の状況

(1)一時保護人数(実人数)の推移(同伴児(者)は含まず)



(2)一時保護者の年齢別状況(実人数)



〇 一時保護の状況

- ・夫等からの暴力被害者など10名の方を一時保護し、令和4年度に比べ1名減少しました。
- ・一時保護の理由や年齢層、同伴児(者)等の状況は次のとおりです。

<一時保護の理由など>

- 令和5年度の一時保護10名のうち、「夫等からの暴力」による保護人数は8名(80.0%)で、令和4年度の5名(一時保護者11名)に比べ3名(60%)増加しました。
- 一時保護した年齢層は、50歳代が3名(30.0%)、18歳~19歳及び30歳代が各2名(各20.0%)、20歳代、40歳代及び65歳以上が各1名となっています。
- ・同伴児(者)は6名で、すべてが「夫等からの暴力」による保護者の同伴児(者)となっています。
- ・一時保護の平均日数は29.9日で令和4年度に比べて3.4日増加しました。

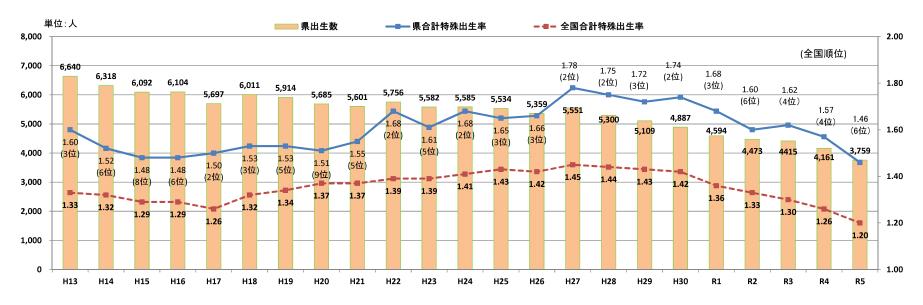
【女性相談の窓口】

女性相談センター 0852-25-8071 女性相談センター西部分室 0854-84-5661 出雲児童相談所 0853-21-8789 浜田児童相談所 0855-28-3434 益田児童相談所 0856-31-1886 中央児童相談所隠岐相談室 08512-2-9810 性暴力被害者支援相談専用ダイヤル(たんぽぽ) 0852-25-3010

令和5年合計特殊出生率等について【厚生労働省 R6.6.5発表】

令 和 6 年 6 月 2 6 日 ・2 7 日環 境 厚 生 委 員 会 資 料健康福祉部子ども・子育て支援課

■ 合計特殊出生率、出生数の推移



■ 合計特殊出生率、出生数

		f	合計特殊出生率	率	出生数(人)			
		R4	R5	増減	R4	R5	100 to 1	
_		確定	概数	<i>垣 /</i> 00、	確定	概数	増減	
	全国	1.26	1. 20	▲ 0.06	770, 759	727, 277	4 3, 482	
	島根県	1.57	1. 46	▲ 0.11	4, 161	3, 759	▲ 402	

■ 合計特殊出生率全国順位

	R3		R4	ļ	R5		
1位	沖縄県	1.80	沖縄県	1. 70	沖縄県	1.60	
2位	鹿児島県	1.65	宮崎県	1.63	長崎県	1. 49	
3位	宮崎県	1.64	鳥取県	1.60	宮崎県	1.45	
4位	島根県	1. 62	島根県	1. 57	鹿児島県	1. 48	
5位	長崎県	1.60	長崎県	1.57	熊本県	1. 47	
全国		1.30		1. 26		1. 20	

福井県 <u>島根県</u> 佐賀県	1.46	(6

(6位)

令和6年度 放課後児童クラブの状況

1. 受け入れ児童数の拡大

	R 元年度	R 2年度	R 3年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度 (速報値)	増減(R元→R6)
児童クラブ数(箇所)	235	243	249	258	262	265	+30
受入可能数(定員:人)	9,801	10,145	10,553	11,058	11,245	11,428	+1,627
受入児童数(人)	8,920	9,135	9,365	9,842	9,914	10,045	+1,125
ほか 小規模預かり ※ (小規模預かりを含む受入児童数)	_	_	_	46 (9,888)	80 (9,994)	121 (10,166)	+121 (+1,246)
待機児童数(人)	190	157	160	131	111	140	▲ 50

[※] 小規模多機能・放課後児童支援事業 (R4県補助金創設) による受入児童数

2. 利用時間の延長

	R 元年度	R 2年度	R 3年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度 (速報値)	増減(R元→R6)
18:30まで開所(箇所)	_	175	201	210	218	222	+47
10.30まで開か (自か)		(72.0%)	(80.7%)	(81.4%)	(83.2%)	(83.8%)	十4 (注) R2→R6増減
19:00まで開所(箇所)	59	75	85	92	95	99	+40
19.00まで開か (国か)	(25.1%)	(30.9%)	(34.1%)	(35.7%)	(36.3%)	(37.4%)	+40
長期休業中の	31	40	68	68	83	85	+54
朝7:30から開所(箇所)	(13.2%)	(16.5%)	(27.3%)	(26.4%)	(31.7%)	(32.1%)	+34

⁽⁾内の%は各年度の児童クラブ数に占める割合

3. 放課後児童支援員の確保

	R 元年度	R 2年度	R 3年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度 ※	増減(R元→R6)
研修実施箇所数	Ω	7	7	8	9	9	+6
資格研修実施回数	3	10	9	10	11	12	+9
受講(修了)者数	197	220	209	255	247		_

※R6年度箇所数・実施回数は予定

こども家庭庁(R元~R5:厚生労働省)「放課後児童クラブの実施状況調査」及び市町村への聞き取りによる [調査時点] 1,2 ··· R元年度:R元.5.1、R2年度:R2.7.1、R3年度:R3.7.1、R4年度:R4.5.1、R5年度:R5.5.1、R6年度:R6.5.1(速報値) 3 ··· 各年度末

令和6年6月26日・27日環境厚生委員会資料健康福祉部子ども・子育て支援課

しまねっ子すくすくプランの改定と県こども計画の策定について

1 県こども計画の概要

(1) 背景

国においては、「こども基本法」に基づき、こども施策を総合的に進めるため、これまで別々に作られていた3大綱(少子化社会対策大綱/子供・若者育成支援推進大綱/子供の貧困対策に関する大綱)をひとつにまとめた「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定された。

また、「こども基本法」において、都道府県は「こども大綱」を勘案して「都道府 県こども計画」の策定に努めることとされている。

(2) 現「しまねっ子すくすくプラン」改定に合わせた「県こども計画」の策定

現「しまねっ子すくすくプラン」(計画期間:令和2~6年度)の改定に合わせ、「こども大綱」を勘案し、これまで国の大綱別に策定していた既存の3計画を一元化した「県こども計画」を策定する。

≪既存3大綱を踏まえた県計画の策定状況≫

	県計画の	名称等	即本ナス十級	現に計画の期間
	法律上の名称	関連する大綱	現行計画の期間	
しま	ねっ子すくすくプラン			
	①次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法	少子化社会対策	D0 (
	②子ども・子育て支援事業支援計画 子ども・子育て支援法		大綱 	R2~6
	③ひとり親家庭等自立支援計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法		
しま	ね青少年プラン		子供·若者育成	D4 - 0
	④子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	支援推進大綱	R4~8
島根	島根県子どものセーフティネット推進計画		子供の貧困対策に	R3~7
	⑤子どもの貧困対策についての計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律	関する大綱	N3~1

(注)「しまねっ子すくすくプラン」のうち、「②島根県子ども・子育て支援事業支援計画」は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、5年を1期として市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業の「量の見込み(需要の把握・提供体制)」等を踏まえて策定することが必要。

(3) 計画期間

令和7年度~令和11年度(5年間)

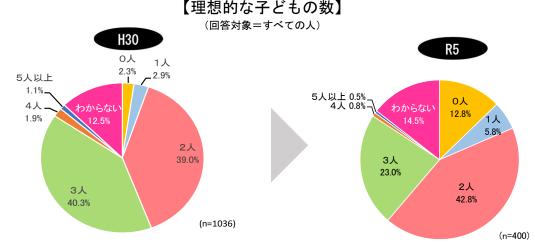
2 今後の計画策定スケジュール(予定)

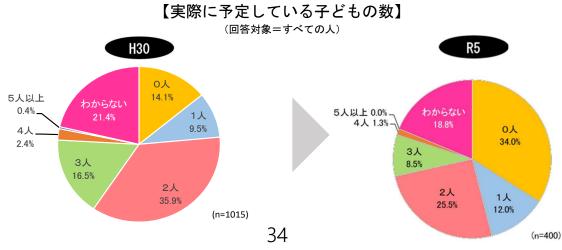
- 令和6年7月 第1回島根県子ども・子育て支援推進会議 (骨子案の審議)
 - 9月 環境厚生委員会に計画骨子(案)報告
 - 11月 第2回島根県子ども・子育て支援推進会議(素案等審議)
 - 12月 環境厚生委員会に計画(素案)報告
 - 12月 第3回島根県子ども・子育て支援推進会議 (パブリックコメント案等の審議)
 - 12月 パブリックコメントの実施
- 令和7年3月 環境厚生委員会にパブリックコメント結果、計画(案)報告
 - 3月 第4回島根県子ども・子育て支援推進会議 (パブリックコメント結果、計画案の審議)
 - 3月 計画策定・公表

「令和5年度島根県の子育て支援に関する意識調査」の主な結果について

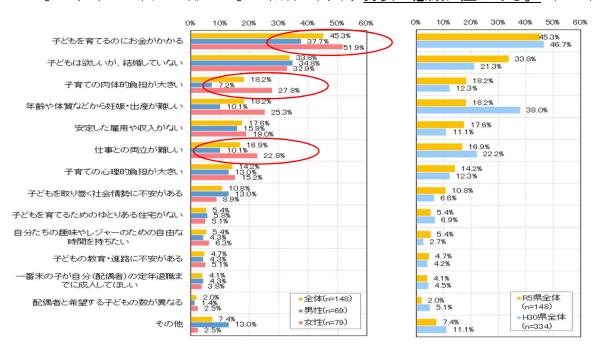
1 調査概要

- (1) 調査目的:島根県民の子育で・子育で支援に関する現状・意識等を把握し、今後 の子育で支援策に反映させるための基礎資料とする
- (2) 調査方法:ネットリサーチ会社の登録者を対象とした WEB アンケート調査
- (3)調査対象:島根県内に在住する18歳~49歳の男女
- (4) 回収サンプル数:400 サンプル
- (5) 調査期間: 令和5年11月15日~令和5年11月21日
 - (注)「2 調査結果のまとめ」に引用している「前回(H30)調査」は、各市町村住民基本台帳・選挙人名簿より無作為抽出し、郵送により配布・回収したもので、サンプル数も1,046と、今回調査と比べ、<u>調査方法もサンプル数も異なることから単純な比較はできないが、大きな傾向を捉える趣旨で参考として引用している。</u>
- 2 調査結果のまとめ(カッコ内は別冊ページ)
 - ① 「理想的な子どもの数」の平均1.9人と、「実際に予定している子どもの数」の平均1.2人に乖離が生じている。また、前回調査(H30)の「理想的な子どもの数」の平均2.5人、「実際に予定している子ども数」の平均1.8人と比べると、子どもを持つことを望まない方が増加傾向にあること、また、子どもを持つことを望む方においても、望む子どもの数が減少していることがうかがえる。(P2)





② 「<u>理想の子どもの数より、実際に予定している数が少ない」理由は男女ともに</u> 「子どもを育てるのにお金がかかる」が最多。女性は「子育ての肉体的負担が大きい」「仕事との両立が難しい」の割合が高く、男女の意識に差がある。(P3)



- ③ 子どもを安心して生み育てられる環境整備のため、行政に期待する施策は<u>「出産・子育でに伴う経済的負担の軽減」</u>が最多。次いで「安定した雇用と収入の確保」「保育・放課後児童の預かりの充実」等が多い。(P5)
- ④ 子育ての負担・不安の内容は「子育てにお金がかかる」「仕事と子育ての両立が難しい」「子育てによる体の疲れが大きい」「自分の自由な時間が持てない」が多い。(P7)
- ⑤ 望ましい家事・子育てへ関わり方は男女いずれも相手に対しては「家事・子育てと仕事のバランスを話し合い、育児休業や短時間勤務等制度を利用して行う」が最多。一方で、男性は、男性に望む関わり方として「働き方はそのままで休日などできる範囲で行う」が最も多いなど男女の意識に差がある。(P10)
- ⑥ <u>仕事と子育ての両立</u>のために行政に期待する施策は<u>「安定した雇用の確保」「企業への働きかけ(長時間労働是正、制度充実等)」「保育・放課後児童の預かりの充実</u>」が多い。(P11)

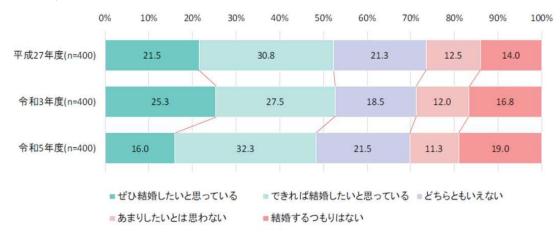
3 調査結果を踏まえた考察

- ① 理想的な子どもの数と実際に予定している数の乖離の理由、子育ての負担・不安の内容は「子育てにお金がかかる」が最多。「子育ての経済的負担の軽減」に向けた取組や「所得」の向上がより一層求められる。
- ② 子育ての負担・不安の内容について、特に女性に「仕事との両立が難しい」「自分の自由な時間が持てない」ことへの負担感や不安が多いことから、女性は子ども を預けられる環境整備や家事・育児の役割分担が進むことをより期待していることがらかがえる。
- ③ 子どもを安心して産み育てたいという希望が実現できるよう、子育ての不安・負担軽減や環境整備に向けては「産前産後の育児・家事支援」「家庭外での子どもの一時預かり」に、また、仕事と子育ての両立支援に向けては「保育や放課後児童の預かりの充実」「固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発」「企業への職場環境改善働きかけ」の充実・強化に引き続き取り組んでいくことが必要。

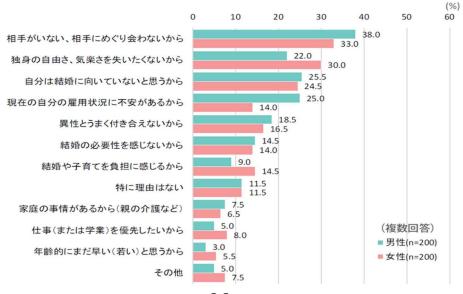
「令和5年度島根県内の独身者を対象とした結婚に関するアンケート調査」の 主な結果について

1 調査概要

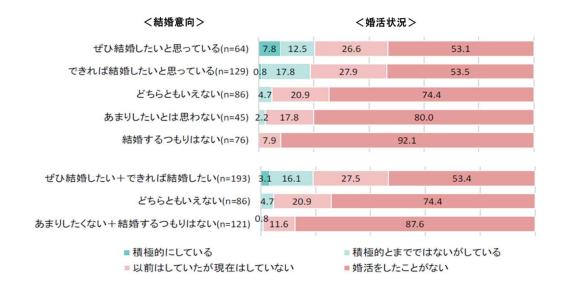
- (1)調査目的:島根県内の独身者の結婚に関する意識を把握し、県が行う結婚支援事業を推進するための基礎資料とする
- (2) 調査方法:ネットリサーチ会社の登録者を対象として WEB アンケート調査
- (3)調査対象:島根県内に在住する20歳~49歳の独身の男女
- (4) 回収サンプル数:400 サンプル
- (5) 調査期間: 令和5年10月31日~令和5年11月13日
- 2 調査結果のまとめ (カッコ内は別冊ページ)
- ① **全体の約半数 (うち 20 代では約 7 割) が結婚志向だが、前回調査 (R3 年度) よ り割合が減少。** 特に 20~30 代男性の減少が顕著で、女性の結婚志向の割合が男性を上回った。 (P 1)



② <u>未婚理由は、男女とも「相手がいない」が最多。</u>このほか、男性は「雇用状況の不安」、女性は「独身の気楽さを失いたくない」「結婚、子育てへの負担感」の割合が高い。(P3)



③ 結婚希望のある独身者の約半数が、未婚理由を「相手がいない、めぐり会わない」としているが、婚活をしている割合は約2割にとどまっている。 (P8)



- ④ コミュニケーションに不安を感じるほど、出会いの機会が少ない傾向。 (P9)
- ⑤ 婚活の方法は、前回調査から「ネット系婚活サービス」が減少、「友人や同僚からの紹介」が増加し、それぞれ約4割と同水準。(P6)
- ⑥ **婚活しない理由は、男女とも「めんどうくさい」が最多**で約5割。(P7)
- ⑦ <u>異性の紹介を受けたい相手は、過去の調査を含め「友人」が最多</u>だが、徐々に「紹介を受けたくない」とする割合が増加。(P13)
- ⑧ <u>参加したい婚活イベントは、「年齢層が近い人同士のイベント」が約3割で最多</u>で、特に女性の割合が高い。また、「知り合いに会いにくいイベント」も女性の割合が高い。(P11)
- ⑨ 情報入手先は、「インターネット検索」が約7割、SNS が約5割。SNS の中では、 男性は「YouTube」「X (旧 Twitter)」、女性は「Instagram」が高い傾向にある。 (P12)

3 調査結果を踏まえた考察

- ① 結婚の希望を持ちながらも、「出会いの少なさ」や、「経済的な不安」「異性とうまく付き合えない」が未婚理由となっているため、<u>参加者の年齢層が近い出会いイベントの実施等のほか、ライフプランや身だしなみ、コミュニケーションのとり方などに関するセミナーも効果的</u>ではないか。
- ② 結婚の希望を持ちながらも、婚活をしている割合は低いため、<u>婚活に動き出すき</u> っかけとなる情報発信の強化など、婚活に向けた機運醸成が必要ではないか。
- ③ 「はぴこ」相談登録者や、「しまコ」会員は、概ね男性:女性=6.5:3.5となっており、これを1:1に近づけるためにも、女性をターゲティングした Instagramでの広告が有効ではないか。
- ④ 「はぴこ」「しまコ」を知らなかったが利用してみたいと答えた割合は一定程度 あるため、ホームページや SNS での情報発信、県や市町村が実施するイベント等で の案内など、結婚希望者をしまね縁結びサポートセンター事業に繋げる取組の強化 が必要ではないか。

障がい者就労継続支援事業所における令和5年度の工賃実績について

1. 令和5年度の工賃実績

			平均工賃月額(円)			事業	所数	定	員
		R3	R4	R5	R5/R4	R4	R5	R4	R5
就労継続支援B型	目標額	20,120	20,724	21,327	102.9%				
平均工賃月額(旧算定)	実績額	19,749	20,141	20,354	101.1%	135	138	2,881	2,987
平均工賃月額(新算定)	実績額	_	_	28,040	-				
就労継続支援 A 型(雇用型)		97,079	100,019	103,724	103.7%	32	31	509	539

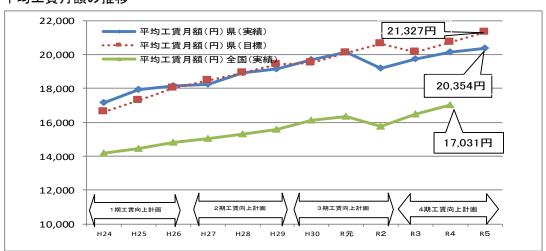
※平均工賃月額(~R4)=支払工賃総額÷工賃支払対象者の総数

平均工賃月額 (R5~) =支払工賃総額÷1日あたりの平均利用者数

平均工賃月額実績に対する評価

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響からの持ち直しにより製造業等からの受注が回復したこと、 農福連携の取組により施設外での作業を請け負う事業所が増えたことなどにより平均工賃月 額は増加した
- ② 一方で、原材料・エネルギー価格高騰の影響や、新設事業所において工賃水準が低い事業所があったこと等により工賃の伸び率は目標に届かなかった

2. 平均工賃月額の推移



3. 島根県の平均工賃月額の順位

(単位:円)

	R 元	R2	R3	R4	R5
島根県	20, 120	19, 201	19, 749	20, 141	20, 354
全国平均	16, 369	15, 776	16, 507	17, 031	-
島根県の順位	3	9	6	7	_

4. 県の工賃向上支援事業の活用事業所の状況

(単位:円)

	R元	R2	R3	R4	R5
活用事業所の平均 事業所数 (累計)	21, 951 (52)	20, 914 (53)	21, 581 (56)	22, 099 (59)	22, 637 (60)
全事業所の平均	20, 120	19, 201	19, 749	20, 141	20, 354

[※] 工賃向上支援事業…新商品開発、設備整備を支援

障がい者就労施設等からの物品等の調達について (令和5年度調達実績と令和6年度調達方針)

1. これまでの調達実績

(単位:円)

										<u> </u>
	R元		R2		R3		R4		R5	
	件数	金額								
調達目標額	ı	38,000,000	ı	42,000,000	ı	46,000,000	-	46,000,000	ı	46,000,000
実績額	639	41,938,059	484	67,657,361	486	36,710,414	584	40,672,856	578	39,435,405
前年度比	ı	-	ı	161.3%	ı	54.3%	ı	110.8%	ı	97.0%
調達目標達成率	-	-	-	161.1%	-	79.8%	-	88.4%	-	85.7%

(内容別)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									
	R元		R2		R3		R4		R5	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
印刷、情報処理	356	10,865,983	218	11,579,629	231	6,566,070	297	9,222,907	296	10,166,210
役 務	138	10,750,000	122	10,189,900	127	10,174,503	143	12,309,523	135	10,119,314
物品	125	3,487,206	113	29,405,791	103	4,368,198	115	3,031,614	110	2,652,076
給食、弁当	20	16,834,870	31	16,482,041	25	15,601,643	29	16,108,812	37	16,497,805
計	639	41,938,059	484	67,657,361	486	36,710,414	584	40,672,856	578	39,435,405

2. 令和6年度の調達方針案

(1) 調達目標額 46,000千円

(単位:千円)

区分	目標金額	品目の例				
印刷、情報処理	11, 000	各種印刷、デザイン、データ入力、テープ起こし				
役 務	13, 000	クリーニング、清掃、環境整備、施設管理、文書封入・発送、調査				
物品	5, 000	啓発用品、記念品、防災用品、事務用品、食材、農産品				
給食、弁当	17, 000	給食、食堂業務、弁当、給食パン、軽食・喫茶				
計	46, 000					

(2) 今後の取組

- ・各所属に、障がい者就労施設が提供可能なサービスや物品等の情報提供をする。
- ・県と業務委託契約をしている事業者に、障がい者就労施設等からの物品等の調達の協力を依頼する
- 各所属の調達予定物品、役務等を障がい者就労施設等へ情報提供する。

島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画(案)について

1. 計画の概要

- ・就労継続支援B型事業所で就労する障がいのある人が、住みたい地域で自立した生活を営むことができるよう、就労継続支援事業所における工賃向上の取組を引き続き推進するために策定
- ・『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(厚生労働省通知)』に基づき、令和8年度までの目標工賃額を設定し、就労継続支援事業所における取組が効果的に実施されるよう具体的な支援策を定めるもの

2. 計画の期間

· 令和6年度~令和8年度(3年間)

3. 計画の対象事業所

・県内すべての就労継続支援B型事業所(令和6年4月1日現在144事業所)

4. 目標工賃月額の設定(単位:円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	DE /DOLk
	実績	実績	実績	目標	目標	目標	R5/R8比
月額(旧算定)	19,749	20,141	20,354	_	_		
月額(新算定)	_	_	28,040	28,600	29,200	29,800	106.3%

5. 県の支援に関する基本的な方向性

(1) 事業所の経営力向上

管理者・職員の意識改革・人材育成のための研修等の実施

- (2) 新規事業・商品改良等の支援 専門家の派遣による助言等
- (3) 他産業との連携の促進

農福連携における施設外就労やその他の産業との連携を促進

(4) 販路拡大、新たな取引先の確保

共同受注窓口やイベントによる販売機会の確保等

(5) 説明会や研修等の実施

工賃向上に必要となる知識を取得するための研修等の実施

(6) 市町村における取組の協力依頼

調達方針に基づく優先発注の推進

6. 素案に対する意見照会(パブリックコメント)

実施方法 令和6年5月17日から令和6年6月16日まで 実施方法 県ホームページ、県政情報センター等での閲覧 郵送、ファックス、メールによる回答 意見への対応 2件(素案の修正なし)

7. スケジュール

6月 計画案に対する関係機関による検討会議

環境厚生委員会に計画案報告

7月 策定・公表

島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画(案)に関するパブリックコメントに対する県の考え方

NO	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
	【4. 事業所が工賃向上に取り組むための課題と対策】 事業所において工賃向上に必要な技能、特に営業に関するスキルや能力が不足しているのではないか。今後、 営業スキル・能力を高めるためにどのように取り組むか。	県は、営業スキル・能力など事業所の経営力向上の取組などを(NPO)島根県障がい者就労事業振興センターに委託して実施しています。同センターにおいては、事業所職員向けにマーケティングや価格戦略などをテーマとした研修を実施しているほか、個別の課題については専門家派遣を実施しています。また、同センターの職員は、事業所支援を実施する際に必要となる専門的な技術・知識を習得するための研修を受講しスキルアップに取り組んでいます。
2	【2. 令和3年度~令和5年度 工賃向上計画の評価】 国内賃金の上昇が見込まれるなか、障がいのある方の 1時間あたり工賃の向上も目指すべきである。また、年 度ごとの工賃水準を比較しやすくするため、毎年度の工 賃は月額だけでなく1時間あたり工賃も記載してほし い。	事業所がより高い工賃を支払えるよう取り組んでいくことは重要ですが、利用者が参加できる生産活動は年齢・体調等にも大きく左右されます。利用者のさまざまな事情に合わせた生産活動の機会を提供した結果として、1時間あたりの工賃があまり増加しない事業所もあると考えます。 なお以下の理由により、毎年度の1時間あたり工賃を算出・記載するためには、事業所に対し利用者全員の就労時間の把握・報告を求める必要があり、このことは事業所にとって事務負担が大きいため毎年度の1時間あたり工賃は記載していません。
2		<理由> 各事業所の工賃実績については、令和4年度までは時間額、日額、月額から選択して県へ報告することとされていました。県全体としての時間額の平均を算出するためには、日額または月額で報告した全ての事業所について利用者全員の就労時間を把握する必要があります。また、令和5年度からは厚生労働省通知の改正により、月額のみを報告することとなりました。このため、県全体としての時間額の平均を算出するためには、全ての事業所について利用者全員の就労時間を把握する必要があります。